



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年5月1日火曜日 第1857号

### ◇ 目次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	511
土地改良区の役員の就退任の届出（14件）.....	512
土地改良区連合の役員の就退任の届出.....	516
土地改良区の定款変更の認可（2件）.....	516
土地改良区連合の定款変更の認可.....	516
新たな土地改良事業の施行の認可.....	516
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	517
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	517
保安林の指定.....	517
道路の供用開始（県道才之原菊間線）.....	517
道路の供用開始（県道岩城環状線）.....	517
道路の供用開始（県道中島環状線）.....	518
道路の区域変更（一般国道380号）.....	518
道路の供用開始（ " ）.....	518
道路の区域変更（一般国道379号）.....	518

道路の区域変更（県道後柿之浦線）.....	519
道路の供用開始（ " ）.....	519
過疎地域自立促進特別措置法による工事の完了.....	519

### 公 告

スポーツラクタの購入.....	519
-----------------	-----

### 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	520
政治団体の届出事項の異動の届出.....	521
政治団体の解散の届出.....	523
資金管理団体の届出.....	523
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	523

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第814号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
アクトピア大洲	大洲市中村246-1外	大規模小売店舗を設置する者の名称	大洲駅前共同店舗開発株式会社、株式会社フジ、有限会社ナカノ不動産	株式会社アクトピア大洲、株式会社フジ、有限会社ナカノ不動産	平成16年9月17日	平成19年4月19日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任 紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭	平成17年9月1日	
			株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	平成18年7月24日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか18者	株式会社フジほか18者	平成18年8月1日ほか	

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 815 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市居相土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 良 昭	松山市居相二丁目 1 - 1
"	堀 川 満 幸	松山市居相五丁目 5 - 15
"	玉乃井 實	松山市居相一丁目 3 - 8
"	有 光 逸 武	松山市居相五丁目 7 - 7
"	玉 井 正 夫	松山市居相四丁目 20 - 1
"	堀 川 博	松山市居相四丁目 19 - 30
"	今 村 省 三	松山市居相三丁目 8 - 1
監 事	福 田 利 文	松山市居相五丁目 9 - 15
"	清 水 良 三	松山市居相二丁目 5 - 32

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 良 昭	松山市居相二丁目 1 - 1
"	今 村 俊 治	松山市居相五丁目 7 - 1
"	玉乃井 実	松山市居相一丁目 3 - 8
"	玉 井 幸 子	松山市居相五丁目 8 - 10
"	玉 井 正 夫	松山市居相四丁目 20 - 1
"	堀 川 博	松山市居相四丁目 19 - 30
"	今 村 省 三	松山市居相三丁目 8 - 1
監 事	福 田 利 文	松山市居相五丁目 9 - 15
"	堀 川 満 幸	松山市居相五丁目 5 - 15

○愛媛県告示第 816 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市伊台土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 義 明	松山市下伊台町1815
"	白 石 信 夫	松山市上伊台町133
"	中 野 勝 義	松山市下伊台町1432 - 1
"	神 野 健	松山市下伊台町1196
"	谷 久 富士男	松山市下伊台町809 - 2
"	築 山 正	松山市下伊台町433 - 2
"	萩 野 明 雄	松山市下伊台町388
"	山 本 公 弘	松山市下伊台町1005

"	松 本 英 治	松山市下伊台町1776
"	山 本 誠	松山市上伊台町757
"	松 浦 景 一	松山市上伊台町912 - 4
"	木 戸 正 明	松山市上伊台町160
"	中 野 耕 治	松山市上伊台町142
監 事	重 松 一 広	松山市下伊台町1733 - 2
"	中 野 博	松山市上伊台町145
"	三 好 清 敏	松山市下伊台町541

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 義 明	松山市下伊台町1815
"	新 藤 宗 丸	松山市上伊台町850 - 3
"	西 山 満 廣	松山市下伊台町1408
"	神 野 健	松山市下伊台町1196
"	谷 久 富士男	松山市下伊台町809 - 2
"	築 山 正	松山市下伊台町433 - 2
"	萩 野 明 雄	松山市下伊台町388
"	山 本 公 弘	松山市下伊台町1005
"	松 本 英 治	松山市下伊台町1776
"	中 山 忠 昭	松山市上伊台町706
"	松 浦 景 一	松山市上伊台町912 - 4
"	木 戸 正 明	松山市上伊台町160
"	中 野 耕 治	松山市上伊台町142
監 事	烏 谷 節 雄	松山市下伊台町1301 - 1
"	山 本 唯 利	松山市上伊台町甲644
"	松 本 泉	松山市下伊台町1003

○愛媛県告示第 817 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市和泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	徳 永 哲	松山市和泉北三丁目 3 - 22
"	堀 内 悦 夫	松山市和泉北三丁目 20 - 25
"	大 野 幸 良	松山市和泉北三丁目 6 - 12
"	大 野 陽 一	松山市和泉北三丁目 3 - 13
"	堀 内 重 機	松山市和泉南五丁目 9 - 38
"	堀 内 健 志	松山市和泉北三丁目 5 - 10
"	飯 泉 孝 照	松山市和泉北三丁目 13 - 32
監 事	堀 内 影 久	松山市和泉北三丁目 7 - 14
"	飯 泉 善 明	松山市和泉北三丁目 13 - 32

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	飯 泉 孝 照	松山市和泉北三丁目13 - 32
"	仙 波 旭	松山市和泉北四丁目 5 - 7
"	大 野 陽 一	松山市和泉北三丁目 3 - 13
"	大 野 幸 良	松山市和泉北三丁目 6 - 12
"	堀 内 健 志	松山市和泉北三丁目 5 - 10
"	堀 内 重 機	松山市和泉南五丁目 9 - 38
"	上 田 巖	松山市和泉北三丁目10 - 9
監 事	堀 内 悦 夫	松山市和泉北三丁目20 - 25
"	飯 泉 善 明	松山市和泉北三丁目13 - 32

○愛媛県告示第 818 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市久保田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 崎 淳 一	松山市久保田町98
"	池 内 文 典	松山市久保田町321 - 3
"	池 内 広 志	松山市久保田町340
"	大 西 隆 晴	松山市久保田町343
"	沼 野 眞 典	松山市久保田町365
"	嶋 屋 丈 夫	松山市久保田町341 - 2
監 事	小 川 邦 弘	松山市久保田町111 - 1
"	秀 野 隆 昭	松山市久保田町369

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 崎 淳 一	松山市久保田町98
"	池 内 文 典	松山市久保田町321 - 3
"	池 内 光 芳	松山市久保田町323 - 3
"	秀 野 隆 昭	松山市久保田町369
"	沼 野 眞 典	松山市久保田町365
"	小 川 邦 弘	松山市久保田町111 - 1
監 事	高 木 秋 利	松山市久保田町335
"	池 内 広 志	松山市久保田町340

○愛媛県告示第 819 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 崎 信 太 朗	松山市北斎院町160 - 2
"	清 水 孝 爾	松山市高岡町670
"	松 友 和 廣	松山市生石町404
"	関 谷 文 夫	松山市南斎院町1290
"	梅 木 静 男	松山市生石町167 - 1
"	一 色 通	松山市南斎院町1278
"	関 谷 省 三	松山市南吉田町908
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502
"	森 山 邦 雄	松山市別府町458 - 9
"	烏 谷 一 雄	松山市北斎院町708 - 4
"	横 田 昭 治	松山市清住一丁目 3 - 8
"	相 原 義 孝	松山市竹原町一丁目10 - 19
監 事	西 村 精 司	松山市山西町15
"	一 色 英 徳	松山市南江戸二丁目10 - 20
"	安 永 孝 夫	松山市別府町854 - 1
"	竹 内 嘉 重	松山市高岡町260

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 崎 信 太 朗	松山市北斎院町160 - 2
"	清 水 孝 爾	松山市高岡町670
"	松 友 和 廣	松山市生石町404
"	関 谷 文 夫	松山市南斎院町1290
"	木 村 稔	松山市空港通二丁目18 - 3
"	一 色 通	松山市南斎院町1278
"	関 谷 省 三	松山市南吉田町908
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502
"	森 山 邦 雄	松山市別府町458 - 9
"	烏 谷 一 雄	松山市北斎院町708 - 4
"	横 田 昭 治	松山市清住一丁目 3 - 8
監 事	西 村 精 司	松山市山西町15
"	一 色 英 徳	松山市南江戸二丁目10 - 20
"	安 永 孝 夫	松山市別府町854 - 1
"	重 松 弘 明	松山市高岡町575

○愛媛県告示第 820 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市谷町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 岡 勲	松山市谷町132
"	樋 口 正 俊	松山市谷町379
"	宮 崎 賢 二	松山市谷町甲133 - 1
"	山 口 宏	松山市谷町14
"	門 屋 吉 夫	松山市谷町38 - 2
"	谷 岡 武 雄	松山市谷町451 - 1

"	門 屋 浩 美	松山市谷町甲36 - 1
"	門 屋 一 臣	松山市谷町306
"	寺 井 昭 男	松山市谷町甲26 - 3
監 事	寺 井 雅 信	松山市谷町330
"	宮 崎 澄 雄	松山市谷町474 - 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 岡 勲	松山市谷町132
"	樋 口 正 俊	松山市谷町379
"	宮 崎 賢 二	松山市谷町甲133 - 1
"	山 口 宏	松山市谷町14
"	門 屋 吉 夫	松山市谷町38 - 2
"	谷 岡 武 雄	松山市谷町451 - 1
"	門 屋 浩 美	松山市谷町甲36 - 1
"	門 屋 一 臣	松山市谷町306
"	寺 井 昭 男	松山市谷町甲26 - 3
監 事	寺 井 雅 信	松山市谷町330
"	宮 崎 澄 雄	松山市谷町474 - 1

○愛媛県告示第 821 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市富久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	戒 能 謙 介	松山市富久町455
"	友 澤 正 利	松山市富久町45
"	玉乃井 洋 一	松山市富久町315
"	玉乃井 和 利	松山市富久町223
"	竹 内 正 彦	松山市富久町320
"	川 口 博 幸	松山市富久町317
監 事	玉 井 紀 夫	松山市富久町467
"	須 山 浩 光	松山市富久町319

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	戒 能 謙 介	松山市富久町455
"	玉乃井 洋 一	松山市富久町224
"	玉乃井 洋 一	松山市富久町315
"	友 澤 昇	松山市富久町213
"	竹 内 正 彦	松山市富久町320
"	竹 内 修	松山市富久町303
監 事	玉 井 紀 夫	松山市富久町467
"	友 澤 義 定	松山市富久町328

○愛媛県告示第 822 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市西石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	一 色 一 郎	松山市西石井六丁目12 - 12
"	白 石 公 明	松山市西石井五丁目14 - 1
"	松 田 辰 美	松山市西石井五丁目10 - 28
"	西 岡 国 雄	松山市西石井四丁目 8 - 3
"	永 井 寛 幸	松山市西石井六丁目15 - 5
"	西 岡 洋 司	松山市西石井四丁目 8 - 29
"	西 岡 耕 一	松山市西石井二丁目 2 - 17
"	白 石 幸	松山市西石井五丁目14 - 31
監 事	八 束 敦 美	松山市西石井一丁目 2 - 27
"	榎 股 高 明	松山市西石井三丁目 2 - 12

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	一 色 一 郎	松山市西石井六丁目12 - 12
"	白 石 公 明	松山市西石井五丁目14 - 1
"	松 田 辰 美	松山市西石井五丁目10 - 28
"	西 岡 国 雄	松山市西石井四丁目 8 - 3
"	永 井 寛 幸	松山市西石井六丁目15 - 5
"	西 岡 洋 司	松山市西石井四丁目 8 - 29
"	西 岡 耕 一	松山市西石井二丁目 2 - 17
"	白 石 幸	松山市西石井五丁目14 - 31
監 事	八 束 敦 美	松山市西石井一丁目 2 - 27
"	白 石 勅 彦	松山市西石井五丁目 9 - 30

○愛媛県告示第 823 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市東長戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仲 田 理 男	松山市東長戸三丁目 3 - 8
"	門 屋 章 範	松山市東長戸三丁目10 - 32
"	安 田 淪	松山市東長戸三丁目 3 - 7
"	門 屋 正 寛	松山市東長戸三丁目 1 - 5
"	安 田 傑	松山市安城町 1 - 11
"	永 田 時 雄	松山市東長戸二丁目11 - 23
"	安 田 稔	松山市東長戸二丁目10 - 24
監 事	浅 岡 環	松山市東長戸一丁目 2 - 17
"	安 田 文 雄	松山市東長戸三丁目 8 - 15

永田光孝	松山市東長戸二丁目7-35
------	---------------

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	仲田理男	松山市東長戸三丁目3-8
"	門屋章範	松山市東長戸三丁目10-32
"	松本伸二	松山市東長戸三丁目8-15
"	門屋正寛	松山市東長戸三丁目1-5
"	安田傑	松山市安城寺町1-11
"	門屋郷士	松山市東長戸三丁目1-41
"	安田稔	松山市東長戸二丁目10-24
監事	浅岡環	松山市東長戸一丁目2-17
"	安田文雄	松山市東長戸三丁目8-15
"	安田淪	松山市東長戸三丁目3-7

○愛媛県告示第824号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市平井町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	重信良吉	松山市平井町295
"	仙波隆一	松山市平井町3031
"	和田幸男	松山市平井町1946-2
"	重信昭雄	松山市平井町610
"	川崎運徳	松山市平井町1113
"	河本信久	松山市平井町563
"	石橋清春	松山市平井町1595
"	豊田哲夫	松山市平井町2480
"	豊田穰	松山市平井町1630
"	和田利幸	松山市平井町2151-2
"	仙波雄二	松山市平井町2975
"	八木清文	松山市平井町1100
監事	大野輝男	松山市平井町1028-2
"	武智忠行	松山市平井町1678
"	和田映久	松山市平井町1920

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	重信良吉	松山市平井町295
"	川本辰男	松山市平井町535
"	和田幸男	松山市平井町1946-2
"	日下寿	松山市平井町2180
"	川崎運徳	松山市平井町1113
"	柴田保教	松山市平井町1121
"	石橋清春	松山市平井町1595
"	豊田哲夫	松山市平井町2480
"	豊田穰	松山市平井町1630

野中俊彦	松山市平井町3046
仙波雄二	松山市平井町2975
三上宗利	松山市平井町3007
滝野久夫	松山市平井町1411-2
監事 重信正和	松山市平井町354
三上洋三	松山市平井町839

○愛媛県告示第825号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市水泥町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	永田俊誠	松山市水泥石町1157
"	重松秀治	松山市水泥石町1121-1
"	重松敬二	松山市水泥石町1166
"	重松五夫	松山市水泥石町1165-1
"	重松清美	松山市水泥石町1053
"	重松裕二	松山市水泥石町1065-2
"	重松利昭	松山市水泥石町1098
"	渡部秋男	松山市水泥石町1025
"	片山晋	松山市水泥石町633
監事	重松幹夫	松山市水泥石町1087
"	柴田隆	松山市水泥石町887

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	重松敏之	松山市水泥石町1147-1
"	土居順市	松山市水泥石町1117-2
"	宮内孝見	松山市水泥石町1164
"	渡部英夫	松山市水泥石町1197
"	敷村等	松山市水泥石町1059
"	重松長壽	松山市水泥石町1081
"	中野公秀	松山市水泥石町1034
"	柴田隆	松山市水泥石町887
"	野村賢一	松山市水泥石町676
"	片山滋	松山市水泥石町710
監事	土居正之	松山市水泥石町1181
"	永田庄二	松山市水泥石町1020

○愛媛県告示第826号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市南吉田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502
"	神 野 吾	松山市南吉田町1515
"	藤 内 栄	松山市南吉田町1056
"	堀 岡 公 男	松山市南吉田町2801
"	山 崎 保	松山市南吉田町1121
"	高 橋 寛	松山市南吉田町1776
"	安 高 進	松山市南吉田町1105
"	伊 豫 田 彪	松山市南吉田町1105
"	鷓 箆 洋	松山市南吉田町910
"	堀 岡 忠 勝	松山市南吉田町913 - 1
"	乗 松 正 道	松山市南吉田町1045
"	高 須 賀 宏 一	松山市南吉田町531 - 1
"	木 村 辰 夫	松山市南吉田町1796 - 3
監 事	新 田 時 宣	松山市南吉田町1098
"	花 岡 治 利	松山市南吉田町1803
"	神 野 満 行	松山市南吉田町1515

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502
"	関 谷 省 三	松山市南吉田町908
"	藤 内 栄	松山市南吉田町1056
"	堀 岡 公 男	松山市南吉田町2801
"	山 崎 保	松山市南吉田町1121
"	高 橋 寛	松山市南吉田町1776
"	安 高 嘉 宏	松山市南吉田町1345
"	伊 豫 田 彪	松山市南吉田町1105
"	鷓 箆 洋	松山市南吉田町910
"	堀 岡 忠 勝	松山市南吉田町913 - 1
"	乗 松 正 道	松山市南吉田町1045
"	高 須 賀 宏 一	松山市南吉田町531 - 1
"	木 村 辰 夫	松山市南吉田町1796 - 3
監 事	新 田 時 宣	松山市南吉田町1098
"	花 岡 治 利	松山市南吉田町1803
"	神 野 吾	松山市南吉田町1515

○愛媛県告示第 827 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成19年 5月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	夏 井 盈 雄	松山市西長戸町850 - 1

○愛媛県告示第 828 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、

松山市南高井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	井 門 徹	松山市南高井町812 - 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	川 本 祥	松山市南高井町838

○愛媛県告示第 829 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用waters土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成19年 5月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 下 和 彦	西宇和郡伊方町湊浦1002 - 20
"	赤 松 與 一	宇和島市吉田町法花津 8 番耕地230番地
"	二 宮 通 弘	宇和島市宮下甲1031番地

○愛媛県告示第 830 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、伊予郡砥部町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年 5月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 831 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、松山市安城寺町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年 5月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 832 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条において準用する同法第30条第 2 項の規定により、南予用waters土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成19年 5月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 833 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、

西条市吉岡土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(暗渠排水事業・吉岡西部地区)の施行を平成19年4月18日認可した。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 834 号

西条市吉岡土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(農業用道路整備事業・吉岡西部地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(農業用道路整備事業・吉岡西部地区)計画書の写し
- (2) 西条市吉岡土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成19年5月2日から5月31日まで

3 縦覧場所

西条市役所東予総合支所

○愛媛県告示第 835 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、越智郡上島町弓削佐島地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(ため池等整備事業・佐島竹浦地区)計画書の写し

2 縦覧期間

平成19年5月2日から5月31日まで

3 縦覧場所

上島町役場

○愛媛県告示第 836 号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 保安林の所在場所

今治市玉川町龍岡上字榑谷口甲258、甲259の1から甲259の3まで、甲783、字左ノ谷甲263、甲264、字松場甲587の4、字四天神道上甲800、字大田丁38、字石ヶ内丁123の1、丁123の4、字石ヶ内奥丁189の1、字藤ヶ峰丁199の1、字松原谷丁213の5、丁213の34、字力石丁226の61、字中通り丁351の2、丁352の2、丁382の1、玉川町木地字渡り上り己67、字二ノ郷掛下己69の2、己746、字二ノ郷己87、字坊城向己116、字坊城下己117、字ユノ谷己744、玉川町鈍川字シシヲチ庚743の2、庚743の14

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 837 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	才之原菊間線	今治市菊間町浜3196番2 から 同町浜3201番4 まで	平成19年5月1日

○愛媛県告示第 838 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	岩城環状線	越智郡上島町岩城5850番2から 同町岩城5846番2まで	平成19年5月1日

○愛媛県告示第 839 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中島環状線	松山市長師1466番64から 同市長師1466番65まで	平成19年5月1日

○愛媛県告示第 840 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町寺村1945番 3 から 同町寺村1946番 2 まで	旧	メートル 6.0～13.6	キロメートル 0.080	
			新	9.5～31.9	0.080	

○愛媛県告示第 841 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町寺村1945番 3 から 同町寺村1946番 2 まで	平成19年5月1日

○愛媛県告示第 842 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	379号	喜多郡内子町大瀬東3152番から 同町大瀬東3150番地先まで	旧	メートル 6.0～7.2	キロメートル 0.030	
			新	8.3～9.8	0.030	



○愛媛県告示第 843 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町大浦字手石灘92番 5 から 同町柿之浦字ウドノロ乙 1 番 4 まで	旧	メートル 10.3～14.4	キロメートル 0.032	
			新	20.3～26.0	0.032	

○愛媛県告示第 844 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町大浦字手石灘92番 5 から 同町柿之浦字ウドノロ乙 1 番 4 まで	平成19年5月1日

○愛媛県告示第 845 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第 1 項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の改築工事を次のとおり完了する。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の管理者	道路の種類	路 線 名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 完 了 の 日
大 洲 市	市 道	ダム河辺橋線	大洲市肱川町山鳥坂264番から 同町山鳥坂234番まで	改 築	平成19年3月27日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
スポーツトラクタの購入
- (2) 購入物品名及び数量  
スポーツトラクタ 1 式（使用にあたり必要な運搬、搬入、調整、説明等 1 式を含む。）
- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限  
平成19年6月20日
- (5) 納入場所  
城辺球場

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
 愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係  
 〒790 8570  
 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
 電話 (089)912 2156
- (2) 入札書の受領期限  
 平成19年5月18日(金)午前10時30分
- (3) 入札説明書の交付方法  
 (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
 平成19年5月18日(金)午前10時30分  
 愛媛県庁舎 第二別館1階会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
 ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。  
 イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札者に要求される事項

- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。  
 なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効  
 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
 要
- (6) 落札者の決定方法  
 この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Sports Tractor , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:30 a m . , 18 May 2007
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , General Administration Division , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
 TEL 089 912 2156

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成19年5月1日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
石川つとむ後援会	石川 勉	曾根輝夫	新居浜市平形町8-1	平成19年1月12日	
結び!つながる!永易ひでき後援会	永易 光	永易節子	新居浜市東雲町2-2-11	平成19年1月15日	
高須賀とし子後援会	村上 健一	大河内 美知子	新居浜市松木町2-4	平成19年1月17日	
布久光後援会	鶴本 好福	竹葉 弘	北宇和郡松野町大字吉野580	平成19年2月7日	
柳野大和後援会	太田 安男	柳野 千帆	北宇和郡松野町大字吉野777	平成19年2月13日	
稲田溜後援会	河野 通正	渡辺 保	北宇和郡松野町大字目黒1283	平成19年2月13日	
みつもりあきよ後援会	岡本 五郎	大野 末文	北宇和郡松野町大字延野々2177	平成19年2月13日	
太場隆俊後援会	久保田 光男	松本 良樹	北宇和郡松野町大字富岡871	平成19年2月13日	

友近聡朗後援会	友 近 聡 朗	渡 部 雅 泰	松山市山越6-2-21	平成19年2月16日	
「石川みのる」さんを勝手におす会	田 中 英 教	鴻 上 千 恵 美	新居浜市多喜浜1-10-38	平成19年2月21日	
愛媛維新の会	田 房 美 紀	原 畑 伸 夫	松山市三番町4-9-8	平成19年3月6日	
ドリームチームえひめ	友 近 周 平	小 松 幸 雄	松山市三番町4-9-8	平成19年3月19日	
白石洋一後援会	白 石 洋 一	白 石 啓 子	西条市大町1606-1	平成19年3月26日	
藤岡みどりを推薦する会	大 西 多 美 子	大 西 愛 子	伊予郡松前町西高柳255-1	平成19年3月26日	
森元つねお愛媛県後援会	藤 井 和 郎	佐 野 武 秀	松山市藤原町632-4	平成19年3月27日	

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成19年5月1日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年 月 日	備 考
大石ごう後援会	代 表 者	玉 川 浩	秋 山 進	平成19年1月4日	
しらはた愛一後援会	代 表 者	佐々木 弘 光	小 野 稀 男	平成19年1月4日	
西山とおる後援会	会 計 責 任 者	渡 部 清 温	山 本 史 江	平成19年1月11日	
ふくら浩一後援会	主たる事務所の所在地	今治市通町2-3-29	今治市別宮町6-4-22	平成19年1月12日	
自由民主党愛媛県中小建築業支部	会 計 責 任 者	篠 原 哲 夫	西 岡 弘 司	平成19年1月18日	政党の支部
高橋保後援会	主たる事務所の所在地	西条市神拝甲267-2	西条市中野甲526	平成19年1月22日	
石川ひさし後援会	代 表 者	平 岡 光 夫	石 川 義 美	平成19年1月24日	
自由民主党愛媛県果樹政治連盟支部	会 計 責 任 者	矢 野 清	林 耕 一 郎	平成19年1月24日	政党の支部
中田広後援会	代 表 者	中 田 広	清 水 雅 文	平成19年1月24日	
	会 計 責 任 者	木 村 武 士	山 本 美 紀 雄		
武井たか子を支える会 （生き生き政治ネット）	政 治 団 体 の 名 称	武井たか子を支える会（生き生き政治ネット）	武井たか子を支える会	平成19年1月29日	
加戸守行後援会	主たる事務所の所在地	松山市東雲町2-7	松山市一番町1-15-1	平成19年2月2日	
渡部豊後援会	主たる事務所の所在地	今治市高市甲594-2	今治市立花町1-5-3	平成19年2月2日	
伊藤謙司後援会	会 計 責 任 者	松 木 英 明	矢 野 幸 二 郎	平成19年2月5日	
自由民主党愛媛県四国中央市第一支部	会 計 責 任 者	高 橋 厚 徳	三 浦 隆	平成19年2月5日	政党の支部
森高康行後援会	代 表 者	深 川 豊 茂	白 木 伸 武	平成19年2月5日	

徳永しげき後援会	主たる事務所の所在地	今治市天保山町3-1-3	今治市桜井1-10-27	平成19年2月6日	
	代 表 者	徳永繁樹	谷川賢二		
	会 計 責 任 者	徳永依子	日浅正司		
豊洋会	会 計 責 任 者	柳澤晋哉	田中雅	平成19年2月8日	
民主党愛媛県総支部連合会	代 表 者	土居一豊	成見憲治	平成19年2月13日	政党の支部
	会 計 責 任 者	渡部昭	高橋剛		
自由民主党宮窪支部	会 計 責 任 者	北貞丈	矢野純	平成19年2月15日	政党の支部
愛媛県水落敏栄後援会	代 表 者	高橋正徳	加賀山彰	平成19年2月16日	
日本遺族政治連盟愛媛県本部	代 表 者	高橋正徳	加賀山彰	平成19年2月16日	
日本共産党東予地区委員会	会 計 責 任 者	一色一正	山本修三	平成19年2月21日	政党の支部
山本敏孝後援会	代 表 者	中村剛志	小浜次男	平成19年2月22日	
ルネサス西条社会活動委員会	政治団体の名称	ルネサス西条社会活動委員会	MELON西条社会活動委員会	平成19年2月28日	
	代 表 者	山口擴	徳丸安俊		
松下なお後援会	代 表 者	河端周造	廣瀬栄城	平成19年3月1日	
	会 計 責 任 者	松原正樹	加藤節夫		
伊藤はつみと新居浜市政を語る会	主たる事務所の所在地	新居浜市西喜光地町9-36	新居浜市西喜光地町8-1	平成19年3月2日	
	代 表 者	上田由岐子	十河静恵		
早瀬たけおみ後援会	会 計 責 任 者	稲垣貢	三好安雄	平成19年3月2日	
ひとつばし邦雄後援会	会 計 責 任 者	一橋克也	仙波芳春	平成19年3月6日	
住重労働愛媛県地方本部政治活動委員会	代 表 者	松木竹千代	木原忠幸	平成19年3月6日	
	会 計 責 任 者	片上元美	松木竹千代		
大森たかお後援会	主たる事務所の所在地	大洲市徳森2599-2	大洲市中村621-23	平成19年3月7日	
自由民主党愛媛県防衛協賛支部	会 計 責 任 者	寺岡陸雄	泊里崔	平成19年3月8日	政党の支部
我妻正三後援会	主たる事務所の所在地	宇和島市和霊町1864-2	宇和島市和霊町1515-39	平成19年3月14日	
かん秀二郎後援会	代 表 者	武田政勝	加藤光陽	平成19年3月22日	
西岡基後援会	会 計 責 任 者	西岡千代子	清水信利	平成19年3月30日	
大平弘子後援会	主たる事務所の所在地	伊予郡砥部町高市1318	伊予郡砥部町総津1148	平成19年3月30日	
	代 表 者	大平真里子	鎌田喜三治		

	会計責任者	大平真里子	鎌田アヤ子		
えひめ民社協会松山総支部	会計責任者	河野敦	山田孝徳	平成19年3月30日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成19年5月1日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤山 薫

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
高平龍宣後援会	鈴木孝臣	平成18年12月1日
露口定男後援会	井上 繁	平成18年12月25日

中元清吉後援会	松下鶴行	平成19年2月18日
愛媛県商工連盟連合会東予市支部	森川義彦	平成19年1月31日
神野としかつ後援会	神野清	平成18年12月31日
山下英雄後援会	大西邦彦	平成19年3月20日
門屋正子とともに歩む会	橘元規	平成19年3月29日
石井正人後援会	矢野佳則	平成18年12月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成19年5月1日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤山 薫

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
中田 広	愛媛県議会議員	中田広後援会	南宇和郡愛南町船越1292-1	中田 広	平成19年1月24日
友近 聡朗	参議院議員	友近聡朗後援会	松山市山越6-2-21	友近 聡朗	平成19年2月16日
白石 洋一	衆議院議員	白石洋一後援会	西条市大町1606-1	白石 洋一	平成19年3月26日

○愛媛県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成19年5月1日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤山 薫

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
渡部豊後援会	主たる事務所の所在地	今治市高市甲594-2	今治市立花町1-5-3	平成19年2月2日	
我妻正三後援会	主たる事務所の所在地	宇和島市和霊町1864-2	宇和島市和霊町1515-39	平成19年3月14日	